

## 消防計画作成（変更）届出書

### 1 内 容

管理権原者から選任された防火管理者は、管理権原者の指示を受けて、防火管理上必要な業務を定めた消防計画作成し、遅滞なくその旨を新城市消防長に届出なければなりません。

また、管理権原者等の変更や建物の増改築など実情の変化（※以下の5参照）が生じた場合にもその旨を新城市消防長に届け出なければなりません。

【根拠条文 法第8条第1項、政令第4項第3項、規則第3条】

### 2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 作成部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。

### 3 記入上の注意

防火管理者の住所及び氏名を記入し提出します。

### 4 添付資料等

作成した消防計画を添付してください。

また、建物各階の平面図に避難経路を記した図面及び同一敷地内に複数の建物がある場合は、敷地全体の配置図に避難経路を記した図面を添付してください。

### 5 消防計画の変更を要する場合の例

- (1) 自衛消防組織に関する事項を変更した場合
- (2) 建物の用途を変更したり、増改築などにより消防用設備等の点検及び整備に関する事項を変更した場合
- (3) 消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項の変更をした場合
- (4) 防火管理業務の一部を外部に委託した場合

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）